

議案第160号

北港埋立てに伴う区の区域の変更に関する条例の一部を改正する条例案

北港埋立てに伴う区の区域の変更に関する条例（平成2年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
次の地域を此花区の区域に編入する。 [(1)~(18) 略] <u>(19) 令和4年 月 日市議会の議決（議案第 号）を経て本市の区域内に新たに生じた旨を確認された地域</u>	[同左] [(1)~(18) 同左] [新設]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

北港埋立てに伴い、本市の区域内に新たに生じた地域を此花区の区域に編入するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。